

議案第 9 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 北本市障害児学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県北本市栄 1 番地
特定非営利活動法人すきっぷ
理事長 島 田 尚 子
- 3 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治